

第 2 期琴平町地球温暖化対策実行計画 概要版

平成 30 年 3 月

1. 意義及び目的

(1) 法的根拠にもとづく意義及び目的

- 地球温暖化の防止
- 法律の遵守（地球温暖化対策の推進に関する法律 第 21 条）

(2) 地方公共団体としての意義及び目的

- 行政の率先行動（住民・事業者に対する普及啓発）
- 地球温暖化対策をはじめとする環境保全に関する職員の意識向上
- 電力・燃料使用量削減による事務経費の節減

2. 基本的事項

(1) 基準年

- 基準年：平成 25 年度

(2) 計画期間

- 計画期間：平成 30 年度～平成 34 年度（5 年間）

(3) 計画の対象範囲

- 対象範囲：本町の管理する全事務及び事業

(4) 基準排出量

- 基準排出量（平成 25 年度排出量）：961 t-CO₂

(5) 対象とする温室効果ガス

- 調査対象ガス：二酸化炭素（CO₂）

3. 温室効果ガス排出状況

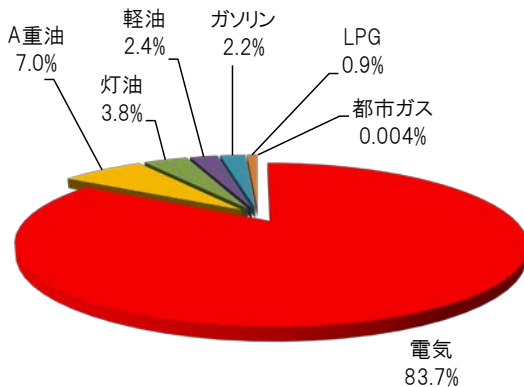
(1) 温室効果ガス排出状況

1) 基準年の活動量・排出量及び排出源構成

本町の事務及び事業より排出された温室効果ガス排出量は 961 t-CO₂ となった。本計画では同排出量を基準排出量とし、基準排出量をもとに削減目標を設定するものとする。

● 温室効果ガス排出量（実行計画の基準排出量）：961 t-CO₂

- 電気使用に伴う排出が全体の 83.7% を占め、以下 A 重油（7.0%）、灯油（3.8%）、軽油（2.4%）、ガソリン（2.2%）、LPG（0.9%）と続いている。
- 温室効果ガスの削減には、電気使用量の削減が有効となる。

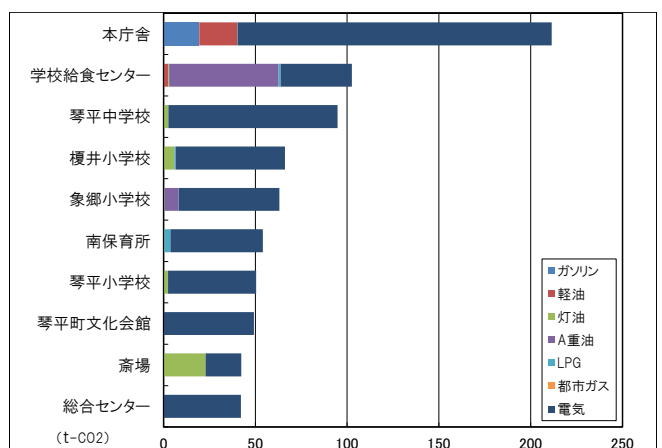
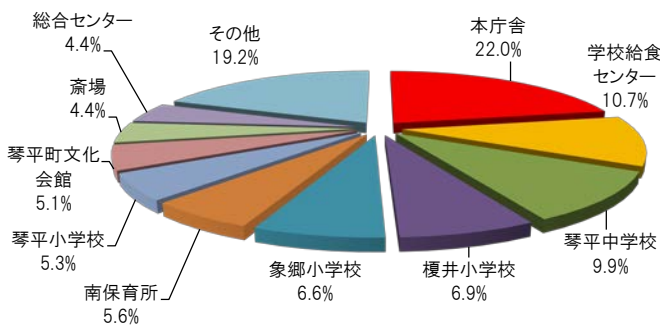


排出源	活動量	排出量 (kg-CO ₂)
電気	1,149,045 kWh	804,332
燃料	ガソリン	9,105 L
	軽油	8,991 L
	灯油	14,579 L
	A重油	24,800 L
	液化石油ガス(LPG)	1,484 m ³
	都市ガス	15 m ³
合計	-	961,054

2) 施設別排出状況

本町の施設別による排出状況を以下に示す。

- 本庁舎が全排出量の 22.0% を占め、以下学校給食センター（10.7%）、琴平中学校（9.9%）等が続いている。
- 排出量上位 10 課・施設での排出源別排出構成では、本庁舎でのガソリン及び軽油、学校給食センターでの A 重油、斎場での灯油使用に伴う排出が目立つものの、電気使用に伴う排出が大勢を占めている。



4. 温室効果ガス削減目標

(1) 削減目標の考え方

国は、「地球温暖化対策計画」において平成 42 年度の温室効果ガス削減目標（平成 25 年度比▲26%）を掲げており、業務その他部門（▲39.8%）は本町の事務及び事業に該当する。

したがって、本町においても国と遜色ない取組みを実施していくことを前提として、平成 42 年度には国の削減目標と同程度の削減を目指すものとする。ただし、実行計画の目標年度は平成 34 年度であるため、平成 42 年度を見据えた目標として設定する。

なお、国の目標には平成 42 年度までの電源構成の変化による電気の CO₂ 排出原単位低減効果が織り込まれており、本町においても同効果が期待できるものとする。

(2) 削減目標の設定

本町の省エネルギー化の推進及び電気の CO₂ 排出原単位低減における効果を推計し、平成 34 年度及び平成 42 年度の温室効果ガス削減目標を設定する。

実行計画の温室効果ガス削減目標

目標設定上の要件	目標設定上の要件	琴平町での削減効果	
		平成 34 年度	平成 42 年度
町の取組み	<u>省エネルギーの推進</u> 琴平町の温室効果ガス排出構成、国の目標、省エネ法の努力目標、省エネルギー化の推進などを勘案した町の削減ポテンシャル	▲5.3%	▲9.9%
電気事業者の取組み	<u>電気の CO₂ 排出原単位低減</u> 「電気事業者における低炭素社会実行計画」における電気の CO ₂ 排出原単位目標（国全体の排出係数で 0.37kg-CO ₂ /kWh）を基に推計	▲15.5%	▲29.3%
合計		▲20.8%	▲39.2%

削減目標

基準排出量（961 t-CO₂）に対し目標年度（平成 34 年度）の排出量を

20.8%削減することを目指す

5. 温室効果ガス排出量削減への取組み

(1) 削減のための取組み項目

温室効果ガス削減への取組み項目は、取組みの実効性等を考慮し、以下のように分類・設定する。

○ 重点的取組み

- 実効性・即効性が高く、継続性が求められる取組み
- 施設の差異なく実施可能な取組み

○ 二次的取組み

- 「重点的取組み」の付加的な効果が期待される取組み
- 施設・職場の実情に合わせて実施する取組み
- 比較的安価な装置・器具等の購入により実施可能な取組み
- 啓発性に比重を置いた取組み

○ 長期的取組み

- 施設の改修や設備更新等のハード的要素を含む取組み
- 本町の施策に関わる取組み
- 実施までの準備・検討を要する取組み

(2) 具体的取組み項目

※ 具体的な取組みについては、重点的取組みのみ記載する。

1) 空調

重点的取組み

- 空調の温度設定は冷房 28℃以上、暖房 20℃以下にする
- 灯油ストーブ等は、火力を弱火～中火に絞る
- 断続的に使用する部屋(会議室等)の空調は、電源をこまめに切る
- クールビズ・ウォームビズを実施する
- エアコンのフィルター掃除など、空調機器の定期的な清掃を実施する

2) 照明

重点的取組み

- 断続的に使用する部屋(会議室、倉庫等)の照明は、使用後は必ず切る
- 昼休みや日中日当たりの良い場所では、照明をこまめに消す(来客者にも理解を求める)
- 退室時には人がいなくなるエリアの照明を消す

3) OA 機器

重点的取組み

- 外勤時や作業を中断する時は、コンピュータの電源を切る
(窓口業務等の場合は「低電力モード」で対応)
- パソコンのモニター画面の輝度を下げる(液晶モニターの場合)

4) その他電気

重点的取組み

- 台車による荷物の運搬以外では、直近階や階下への移動は階段を使用する
(エレベータは来客者用として位置付け)
- 電気ポットは、退室時にコンセントのプラグを抜く
- 洋式トイレは、寒候期以外は便座への通電を行わないようにする
- 温水洗浄便座は季節に合わせて設定温度を調節する

5) 施設燃料 (灯油・A重油・LPG)

重点的取組み

- ガスコンロの火力は、調理器具(やかん等)の大きさに合わせて調整する
- 湯沸かし時は、瞬間湯沸かし器や給湯器のお湯を利用し、必要最小限の量を沸かす
- 瞬間湯沸かし器や給湯器は、給湯温度を低めに設定する

6) 公用車

重点的取組み

- 給油等の機会を利用して、タイヤの空気圧を適正に保つ
- アイドリングストップを実施する(暖機運転等)
- 急発進・急加速を防止する
- 車に不要物を積載しない(その都度車から降ろす)
- 合理的な走行ルートを選択し、経済速度により走行する
- 外勤の際には乗り合わせて出掛ける

7) 水道・用紙、その他間接的項目

重点的取組み

- 蛇口をこまめに閉め、節水を励行する
- グリーン購入を推進する
- コピー・印刷は両面使用を厳守する(裏面が白紙の使用済み用紙の再利用を含む)
- コピー機使用後は設定をリセットし、ミスコピーを防止する
- 必要最低限の部数をコピー・印刷する
- 裏面が白紙のコピー用紙は、業務に支障のない範囲で再利用する
- 雑紙(名刺サイズより大きな紙)の資源回収化を推進する

8) ごみの廃棄・リサイクル

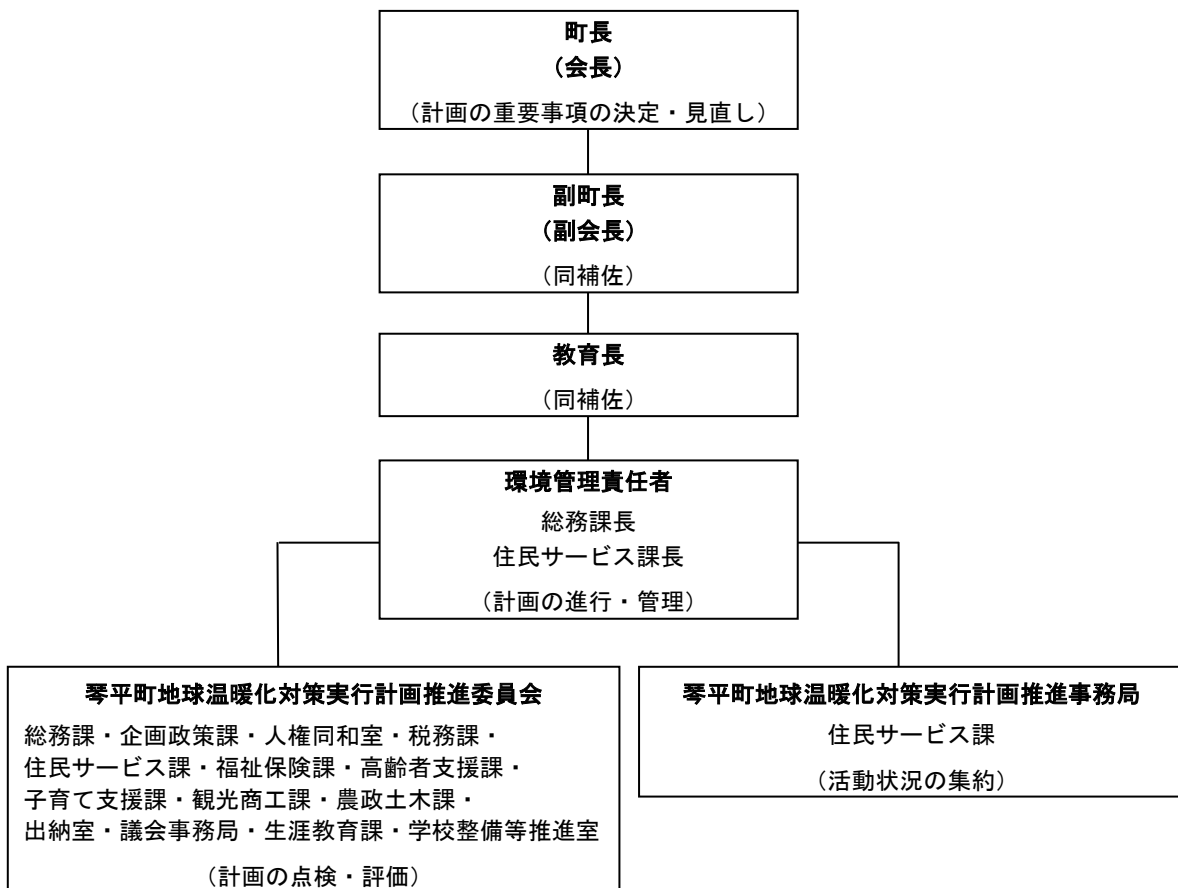
重点的取組み

- インクジェットプリンタのインクカートリッジは業者回収を徹底する
- 個人のごみは持ち帰る

6. 実行計画の推進

今後、本町が温室効果ガスを継続的に削減するためには、全庁横断的な組織のもとに温室効果ガス削減目標達成に向けた施策の検討・実施が求められる。

以下に示す推進体制のもとに温室効果ガス削減施策を行政システムに取り入れることで実行計画推進の効率化を図るものとする。



琴平町地球温暖化対策実行計画推進委員会